

令和7年度 新嵐山スカイパークの再生に向けた取組について

1 令和7年度のスケジュールについて

(1)新嵐山スカイパーク再生事業

新嵐山スカイパーク再生事業は、今後の新嵐山スカイパークの再生に向けた事務事業として位置付けられており、令和7年度は次のスケジュールにより、基本構想及び基本計画の策定を予定している。

★業務スケジュール(想定)

内容	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
※参考 グランドデザインの策定	(1月)パブリックコメント →	~(2月)確定												
基本構想の策定			(4月)パブリックコメント →	~(5月)確定										
基本計画の策定						(6月~10月)素案作成 機能別の整備計画、概算事業費等				(11月)素案修正・成案化 ~(12月以降)パブリックコメント・未来ミーティング~(2月)確定				

(2)新嵐山スカイパーク運営支援事業

新嵐山スカイパーク運営支援事業は、施設(公園、スキー場等)の維持管理のための事務事業として位置付けられており、令和7年度は次のスケジュールにより、維持管理を行うとともに、令和8年度以降の指定管理者の選定や、都市公園編入に伴う条例改正等を予定している。

★業務スケジュール(想定)

内容	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
業務委託 (R7)	(4月)委託業務開始 ～(4月以降)管理業務(フォレストハウス管理、公園機能草刈、冬季のに向けた搬器点検、スタッフ研修等)								(12月)スキー場オープン～(3月)スキー場クローズ			
指定管理者選定 (R8～R12)	運輸局協議	公募			選定	(9月)議会提案～ (9月以降)指定～基本協定締結～運輸局協議(譲渡譲受)						年度協定締結
条例改正					(都市公園条例、スキー場条例)	議会提案					(スキー場条例改正)	議会提案
備品・設備等の点検、修繕	(4月～)リフト、圧雪車、降雪機等の点検、修繕発注								(12月～)随時修繕等対応			
自動改札機導入 消費喚起事業実施		(6月)議会提案(補正予算) ～(6月以降)入札 ～(7月)議会提案(契約締結)			(8月～)導入準備(納品、各種設定等) ～(8月以降)町民・利用者周知、商店会協議					(12月～)運用開始 ～(12月以降)消費喚起事業実施		

2 令和7年度の主要事業について

(1)新嵐山スカイパーク再生事業

ア 新嵐山スカイパーク再生基本構想

新嵐山スカイパークの再生にあたっては、令和5年度には「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」を策定し、新嵐山スカイパークの再生が住民の福祉の増進につながるよう取り組むとともに、令和6年度には「新嵐山スカイパークのグランドデザイン(全体的な構想)」を策定し、基本理念を『「みんなが集い・遊び・憩う」新嵐山スカイパーク～30年後も笑顔が集まる風景～』とし、緑豊かな自然環境のなかで、子どもからお年寄りまで、さまざまな世代の方が集い、遊び、憩う場所として新嵐山スカイパークの再生に取り組むこととした。

これらをふまえ、新嵐山スカイパークの基本的な整備方針を明らかにし、「(仮称)新嵐山スカイパーク再生基本計画」につながる「新嵐山スカイパーク再生基本構想」を策定する。

なお、基本構想については、別紙資料により、住民意見募集(パブリックコメント)を実施している。

イ (仮称)新嵐山スカイパーク再生基本計画

(仮称)新嵐山スカイパーク再生基本計画は、新嵐山スカイパーク再生基本構想で定めた基本的な整備方針に基づき、今後の新嵐山スカイパークで整備を行う機能を定め、概算事業費や施設規模、レイアウト等を定めるもの。

なお、基本計画については、国の補助金(新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) ※旧デジタル田園都市国家構想交付金)を活用し策定する。(事業費:22,000 千円)

(2)新嵐山スカイパーク運営支援事業

ア 業務委託

令和7年度は公園機能の維持管理とメムロスキー場の運営をあわせて委託し、通年雇用、人材確保に努め、安定的な運営につなげる。

イ 指定管理者選定(R8～R12)

メムロスキー場については、令和6年度及び令和7年度は直営(一部委託)方式により運営しており、令和8年度以降は次の理由により、指定管理者制度による運営に移行することを想定しており、指定管理期間は5年を予定している。

なお、上記アのとおり、令和7年度から公園機能の維持管理とメムロスキー場の運営をあわせて業務委託している。

(ア) 指定管理者制度による運営に移行する理由について

メムロスキー場については、安全統括管理者に副町長、索道技術管理者に町職員(任期付職員)を任命しているが、それぞれ経験年数等の要件があり、令和8年度以降の安定的な運営のためにはこれらの人材確保が課題となっており、民間事業者に委託(指定管理委託)し、人材確保とともに、人材育成が必要になるため。

(イ) 索道許可の譲渡譲受について

メムロスキー場の索道(リフト)許可の譲渡譲受については、令和5年10月の索道に関する許可の譲渡譲受(指定管理者から町へ)から再度、譲渡譲受(町から指定管理者へ)があることから、北海道運輸局との協議を要するため、協議の進捗によって、スケジュールは変更になる場合がある。

(ウ) 人件費、資材・物価高騰等による影響について

指定管理委託料の算定においては、これまでと同水準の業務を委託する場合、メムロスキー場(公園管理含む)に限らず、人件費等の高騰の影響を受け、大幅な執行経費の増加が見込まれることから、町民ニーズを踏まえたうえで、デジタル技術の活用等による事業の効率化や経費削減に努める。

ウ 条例改正

令和7年2月策定の「新嵐山スカイパークのグランドデザイン(全体的な構想)」で示している都市公園ゾーンについて、都市公園に編入(新嵐山スカイパークを都市公園に編入)するため、都市公園条例を改正するもの。

また、新嵐山スカイパークの都市公園編入(都市公園条例改正)にあわせて、「芽室町新嵐山スカイパーク設置条例」、「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」を廃止するとともに、(仮称)メモロスキー場管理条例を制定し、メモロスキー場の社会体育施設としての位置付け(町民の健康増進及び体育・スポーツの普及振興)を明記する。

都市公園編入にあたっては、北海道との協議等を経て、緑の基本計画での位置付けの整理を行ったうえで、都市計画決定を行う必要があるため、北海道との協議の進捗等によって、スケジュールは変更になる場合がある。

なお、指定管理者制度での管理運営に移行する令和8年度に向けて、リフト使用料の見直しを検討しており、見直しを行う場合は、使用料等審議会の審議を経て、令和8年3月議会において(仮称)メモロスキー場管理条例の条例改正を行う。

エ 備品・設備等の点検、修繕

「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」及び「新嵐山スカイパークのグランドデザイン(全体的な構想)」において、メモロスキー場は社会体育施設に類する機能として位置付けられており、令和6年度～令和7年度シーズンはプレオープンとして運営するが、令和8年度の本格オープンに向けて、リフト修繕の中長期計画に基づく修繕等を実施する。

オ 自動改札機導入及び新たな消費喚起事業実施

スキー場における人手不足(人員確保)が課題となっており、課題解決のため、デジタル技術を活用することによる省力化・人手不足解消を目指すとともに、利用者の利便性向上(待ち時間の削減、リフト券購入方法の多様化(WEB 決済))や商店会と連携した新たな消費喚起事業実施のため、国の交付金(新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型))等を活用し自動改札機を導入する。

従来はスキー場スタッフが利用者のリフト券を確認(回数券の切り取り含む)等してリフトに案内していたが、自動改札機を導入することにより、そのスタッフ(人工)が不要になり、人員削減(人手不足解消)と人件費削減が可能になるとともに、スムーズな乗車が可能になり、混雑緩和や待ち時間の解消につながるほか、本システムの導入により、WEB販売が可能になり、券売所ではICリフト券の受け渡しのみの対応を行うことができ、利用者の利便性向上につながる。(いつでも、どこでも、都合の良い時間にリフト券を購入することが可能になり、券売所ではICカードの受取のみになる。また、ICリフト券所持者はWEB販売でチャージすることが可能で、券売所に行かずにリフトに乗ることが可能になる。)

また、ICリフト券はデポジット(保証金)機能を有し、通常は利用終了後にリフト券を窓口で返却した際に現金で保証金の返却を受けるが、商店会と連携し、ICリフト券を町のお店(飲食店等)で商品券と同様の形で使用することを可能とし、スキー客をまちなかに誘導するとともに新たな消費喚起を図る。なお、町のお店で商品券として使用する場合は、デポジット額に一定程度の割合を上乗せする。(次ページ(カ)のイメージ)

(ア) 導入費用

42,800 千円(自動改札機(システム込) 26,300 千円、IC カード 16,500千円) (A)

(イ) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)について

- a 補助率 1/2
- b 交付申請及び交付決定 令和7年1月下旬実施計画提出、3月下旬内示、4月1日付け交付申請及び交付決定
- c 交付決定額 20,500 千円 (B)
- d 地方財政措置 普通交付税の増額交付あり

(ウ) いきいきふるさと推進事業助成金(公益財団法人北海道市町村振興協会)について

a 補助率 1/2

b 交付申請 令和7年5月

c 交付申請額 5,000 千円(最大) (C)

(エ) 町の実質負担額(概算)

17,300 千円 ((A) - (B) - (C))

※(イ)d の地方財政措置を含まない

(オ) ランニングコスト及び導入による経費削減

a ランニングコスト 令和7年度 保守点検費用なし(導入初年度不要)、WEB決済費用約 300 千円

令和8年度以降(年間) 保守点検費用約 2,000 千円、WEB決済費用約 300 千円

b 経費削減額 令和7年度 リフト1人工 約 1,400 千円、リフト券印刷費用約 400 千円

令和8年度以降(年間) リフト2人工・券売所 0.5 人工 約 3,500 千円、リフト券印刷費用約 400 千円

c ランニングコストと経費削減額の差額(削減額) 令和7年度 約 1,500 千円、令和8年度以降(年間) 約 1,600 千円

(カ) 商店会と連携した新たな消費喚起事業(イメージ)

